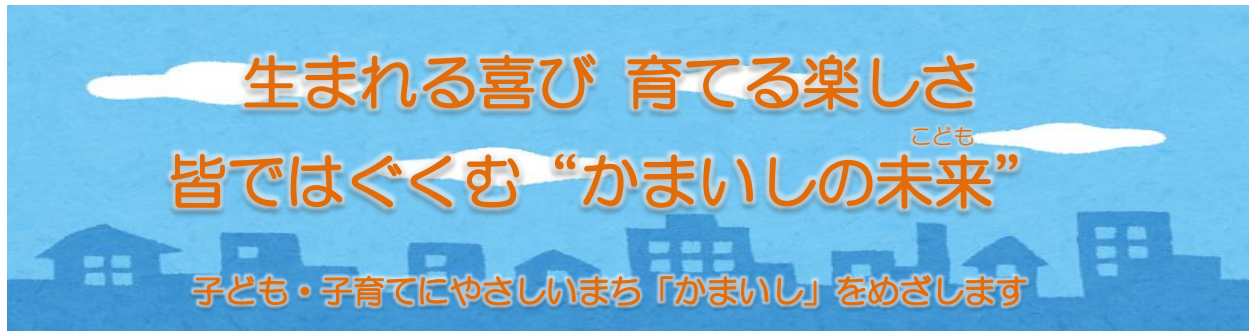


かまいし子育て応援 ガイドブック



令和5年7月改訂版 釜石市子ども課



主な釜石市独自の施策

- 妊婦応援給付金（7 ページ）
- 妊産婦健康診査等アクセス支援助成金（交通費・宿泊費）（7 ページ）
- 産前・産後サポート「まんまるサロン」（9 ページ）助産師による妊娠・出産など女性に関する相談、交流会、ヨガ
- 妊産婦家事支援サービス（9 ページ）ヘルパーを派遣し、産前産後の生活をサポート
- 産後ケア（11 ページ）助産師等の専門職による母乳相談、沐浴指導など

- 医療給付（21 ページ）高校生年齢帯までの医療機関等での保険診療の医療費一部負担金を助成（子どもと妊産婦以外は所得制限あり）
- 学童育成クラブ（45 ページ）すべての小学校区にあります
- すくすく親子教室（47 ページ）発達支援が必要なお子さんたちの療育の場

子育て応援企業認定制度（26 ページ）

遊び場
約 90 か所
（23 ページ）

- 赤ちゃんの駅（28 ページ）乳幼児連れの外出時にオムツ替え等に利用できる場所が市内に 29 か所あります
- ホットカード事業（31 ページ）未就園児のお子様が一時預かりなどを利用する際に 3 万円まで利用できるカードを交付します
- 年齢にかかわらず、世帯が監護する第 2 子以降の保育料を無償化
- 保育所、幼稚園等にきょうだい同時入所の場合、第 2 子以降の副食費を無償化（38 ページ）

子育て世代包括
支援センター
（3 ページ）

病後児保育
（35 ページ）

妊娠・出産

乳幼児

小・中学生

子ども家庭総合支援拠点

市では、子どもの心身ともに健やかな成長を支援するための相談支援機関として、保健福祉部子ども課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しています。

子ども（0歳～18歳まで）とそのご家庭の不安や悩みを解決できるよう、専門の相談員（保健師、社会福祉士など）と一緒に考え、子育て世代包括支援センターなどと連携して、必要な情報提供や支援を継続的に行います。

〇どなたでも相談できます。

保護者はもちろん、子どもや妊産婦さん、地域の方からのお話もお聞きします。

〇相談の方法は…

電話、来所、家庭訪問などで相談に応じます。

秘密は厳守します。※個室の相談室あり

【受付時間】平日8:30～17:15

（祝祭日・年末年始を除く）



←ホームページ
はこちら



子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、**妊娠期から子育て期（就学前）**にわたる様々なニーズに対して、保健師などの専門スタッフが、妊産婦さんやご家族のサポートを行います。

- ◇ 妊娠・出産のこと
- ◇ 母子の健康のこと
- ◇ 産後のこと
- ◇ 予防接種のこと
- ◇ 健診のこと

健康推進課

☎ 22-0179

- ◇ 子育てのこと
- ◇ 子どもの発達のこと
- ◇ 教育・保育施設のこと

子ども課

☎ 22-5121



←ホームページ
はこちら



子育てのちょっとした疑問、誰にも相談できずに困っていることなど、お気軽にご相談ください。

も く じ

1. 妊娠が分かったら

母子手帳の交付	6
妊婦一般健康診査受診票発行	6
妊婦歯科健康診査受診票発行	6
産婦健康診査受診票発行	6
妊婦応援給付金	7
妊産婦健康診査等アクセス支援助成金	7
出産・子育て応援給付金	8
パパ・ママ準備教室	9
産前・産後サポート事業 「釜石まんまるサロン」	9
妊産婦家事支援サービス事業	9

2. 赤ちゃんが生まれたら

出生届	10
新生児聴覚検査費助成	10
各種教室	10
産後ケア事業	11

3. 子どもの健康

各種健診	12
予防接種一覧	13
フッ化物塗布事業	15
小児科のある病院・医院	16
こども救急相談電話	16
こども夜間ケアダイヤル	16

4. 受けられる手当・助成

児童手当	17
児童扶養手当	18
特別児童扶養手当	19
障害児福祉手当	20
医療給付（子ども、妊産婦、重度心身障がい者、 ひとり親、身体障がい者3級）	21
出産育児一時金	22

5. あそび場

釜石市内の公園・遊び場	23
-------------	----

6. 子育て支援サービス

地域子育て支援 （子育て支援センターほか）	24
児童館	25
子育て応援企業認定制度	26
赤ちゃんの駅	28
子どもに関わる活動を行っている団体	30

7. 一時的に子どもを預けたい

ホッとカード	31
一時保育（一時預かり）	32
ファミリー・サポート・センター	34
キッズライン （ベビーシッターサービス等）	34
病後児保育室ほほえみ	35
子育て短期支援事業	36

8. 教育・保育を受けさせたい

認定こども園・保育所・ 小規模保育事業所・幼稚園	37
事業所内保育所	41
子ども・子育て支援情報公表システム	41
保育型児童館	42

9. 小学生になったら

小学校	43
就学援助	43
放課後子ども教室	44
学童育成クラブ	45

10. 子どもの発達支援

発達支援	46
巡回相談	46
発達支援を受けられる施設	47
発達支援が必要な子どもの一時預かり	48
発達支援が必要な子どもの教育	49
発達障がい沿岸センター	50

11. その他の相談窓口

婦人相談	51
民生委員・児童委員	51
家庭児童相談	52
教育相談	52
少年センター	53
生活応援センター	53

12. ひとり親家庭への支援

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	54
母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金	55
ひとり親家庭の日常生活支援	55

13. 子育て世代の防災

防災グッズチェックリスト	56
--------------	----

1. 妊娠が分かったら

母子健康手帳の交付

健康推進課 保健予防係 (Tel22-0179)

母子健康手帳は、妊娠中の健康状態、赤ちゃんの成長・育児の記録、健康診査や予防接種を受けたときの記録など、生まれてくるお子さんが小学校に入学するまでの成長を記録する大切な手帳です。

交付日時	交付場所	必要種類
※要予約制 毎週金曜日(祝日を除く) ①13:15~14:00 ②14:00~14:45 ③14:45~15:30	市保健福祉センター2階 (大渡町3-15-26)	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出書 健康保険証 金融機関の口座が分かるもの (妊産婦医療費受給証、妊婦応援給付金申請のため)

※ 日程については市広報及びホームにてお知らせします。

妊婦一般健康診査受診票発行

健康推進課 保健予防係 (Tel22-0179)

母子健康手帳交付(妊娠届を提出)の際に、妊婦一般健康診査受診票を発行しています。

対象	受診票	実施場所
市内に住所を有する妊婦 (妊娠届を提出した人)	最大一人14枚 (14回分) ※双胎以上の場合は2枚追加	県内産婦人科 (県外へ里帰り出産をご希望の方は ご相談下さい。)

妊婦歯科健康診査受診票発行

健康推進課 保健予防係 (Tel22-0179)

妊娠中は、むし歯や歯周病が起こりやすい時期です。お口のトラブルを早期発見するため、母子健康手帳交付(妊娠届を提出)の際に、妊婦歯科健康診査受診票を発行しています。

対象	受診票	実施場所
市内に住所を有する妊婦 (妊娠届を提出した人)	一人1枚(1回分) ※受診期間は、妊娠 中期(16~27週)	市内及び大槌町内の妊婦歯科健康 診査業務委託医療機関 (事前に電話予約をして受診して下さい。)

※ 健診の結果、治療が必要となった方は、別途治療費がかかります。

産婦健康診査受診票発行

健康推進課 保健予防係 (Tel22-0179)

母子健康手帳交付(妊娠届を提出)の際に、産婦健康診査受診票を発行しています。

対象	受診票	実施場所
市内に住所を有する産婦	一人1枚(1回分) ※助成額は上限5,000円	県内産婦人科 (県外へ里帰り出産をご希望の方は ご相談下さい。)

■ 妊婦応援給付金

健康推進課 保健予防係 (TEL22-0179)

出産を控えている妊婦の皆さんや今後妊娠を考えている女性の不安を解消し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう妊婦応援給付金を支給します。

対 象	受 診 票	実施場所
市内に住所を有し、市から母子健康手帳の交付を受ける人	1回の妊娠につき、 30,000円 【支払方法】 指定の口座へ振り込み	母子健康手帳の交付に併せて、ご案内します。

■ 妊産婦健康診査等アクセス支援助成金

健康推進課 保健予防係 (TEL22-0179)

妊産婦の通院にかかる経済的負担を軽減するため、交通費と出産時期の宿泊費を助成します。

- * 申請方法 出産後6か月以内に市健康推進課で手続きをしてください。
タクシー代、宿泊費の助成申請には、領収書の提出が必要です。

*一般妊産婦（ハイリスク妊産婦以外）

対 象	対 象 経 費	助 成 金 額
市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている人かつ、県立釜石病院への通院後に、市外の分娩取扱医療機関に転院した人	① 県立釜石病院から転院後の概ね32週以降の妊婦・産婦検診、出産のための通院または入院する際の交通費 ② 出産のために病院近くの宿泊施設で待機宿泊した場合の、妊婦及び付添人の宿泊費 ※市外への里帰りの場合は、里帰り先と通院先が片道25km以上の場合対象	①交通費と②宿泊費合わせて上限5万円 【支払方法】 指定の口座へ振り込み

*ハイリスク妊産婦の認定を受けた人

(ハイリスク該当の有無については、市が医療機関に確認します)

対 象	対象経費	助成金額
市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている人かつ、県内の周産期母子医療センターで出産した人	① 妊婦・産婦健診、出産のために県内の周産期母子医療センターに通院または入院する際の交通費 ② 出産のために病院近くの宿泊施設で待機宿泊した場合の、妊婦及び付添人の宿泊費 ※市外への里帰りの場合は、里帰り先と通院先が片道25km以上の場合対象	①交通費と②宿泊費合わせて上限10万円 【支払方法】 指定の口座へ振り込み

■ 出産・子育て応援給付金

健康推進課 保健予防係 (Tel.22-0179)

妊娠・出産・子育てにかかる経済的支援のため、「出産・子育て応援給付金」を支給します。

名 称	対 象	給 付 金 額	申 請 方 法
出産応援給付金	市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受ける人	5万円	母子健康手帳の交付に併せてご案内します。
子育て応援給付金	市内に住所を有し、出生した子の養育者（家庭訪問時の面談を受けた人）	5万円 ※多胎出産の場合は5万円×出生した子の数	出産から概ね4か月以内に、保健師または助産師が自宅を訪問する際にご案内します。



■ パパ・ママ準備教室

健康推進課 保健予防係 (Tel.22-0179)

妊婦さんとその配偶者を対象に、妊娠中の過ごし方や栄養のお話・パパの妊婦体験・先輩ママの赤ちゃんとの交流会などを行います。


【対象】	おおむね妊娠6・7か月の妊婦及び配偶者
【場所】	市保健福祉センター2階（大渡町3-15-26）

※日程については市広報及びホームページにてお知らせします

■ 産前・産後サポート事業「釜石まんまるサロン」

健康推進課 保健予防係 (Tel.22-0179)

釜石まんまるサロンでは、助産師が妊娠・出産など女性に関する相談を行っています。妊婦さんと子育て中の方が気軽に助産師に相談したり、ママ同士の交流ができるサロンですので、ぜひご利用ください。

*開催日時	(基本的に) 毎月第2・第3水曜日 10:00~12:00
*場所	鶴住居地区医療センター（釜石市鶴住居町5-29-10）
*内容	赤ちゃんの体重測定、ママ同士のおしゃべり交流、妊娠・出産・産後や母乳、女性全般の相談 など
*参加費	無料
*問い合わせ・予約受付	「NPO 法人まんまるママいわて」 090-2981-1135  ホームページはこちら→

※開催日時については変更が生じる場合がありますので、事前にお問合せください。

■ 妊産婦家事支援サービス事業

健康推進課 保健予防係 (Tel.22-0179)

心身の不調などにより家事を行うことが困難な妊産婦さんにヘルパーを派遣し、産前産後の生活をサポートします。市から委託を受けた事業所のスタッフがご自宅に訪問し、洗濯や掃除などの家事をお手伝いします。

*対象	市内に住所があり、日中に親族による家事支援を受けられない方
*利用可能期間	出産予定日の6か月前から出産日の6か月後までのうち 最長6か月間
*サービス内容	家族の食事の準備や後片付け、家族の衣類等の洗濯、居室等の日常的な清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事支援 ※赤ちゃんやその兄弟のお世話、ヘルパーとお子さんだけの留守番は対応できかねます。
*利用料	無料
*利用時間	9時から18時（1時間単位で、1回2時間以内） （※利用上限 月4回）

2. 赤ちゃんが生まれたら

■ 出生届

市民課 市民登録係 (Tel27-8450)

子どもが生まれてから14日以内*に届出をする必要があります。

届出地は出生地、本籍地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場です。

※ 国外で出生した子どもについては3か月以内

*届出人 原則として父または母

*届出に必要なもの

- 出生届書1通(病院等が発行した出生証明書)
- 母子健康手帳

*その他の手続きへのご案内
児童手当P16や医療給付P20の受給対象となる方については窓口でご案内します。受給者となる方の口座番号がわかるもの(通帳等)、健康保険証(父母のもの)、届出人の印鑑等をお持ちください。

■ 新生児聴覚検査費助成

健康推進課 保健予防係 (Tel22-0179)

母子健康手帳交付(妊娠届を提出)の際に、新生児聴覚検査受診票を発行しています。赤ちゃんに対して初めて実施する自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)費用を一部助成しています。

対 象	助成方法	実施場所
市内に住所を有し、新生児聴覚検査を受けた赤ちゃんの保護者	検査を受ける際に、受診票を医療機関に提出することで、検査費用から10,000円差し引いた額を医療機関の窓口で支払いとなります。	県内産婦人科等(県外での受診を希望される方は、ご相談ください。)

■ 各種教室

健康推進課 保健予防係 (Tel22-0179)

月齢・年齢に応じた赤ちゃん教室を開催しています。

保健師・栄養士・歯科衛生士が対応しますので、気になることや不安に思うことを聞いた、育児のアドバイスを受けたりすることができます。

※日程については市広報及びホームページでお知らせします。


教室名	対 象	内 容	会 場
ベビーマッサージ	4~12か月児の親子	ベビーマッサージを通じた母子の触れ合いづくり・パパママ準備教室の参加者との交流会	保健福祉センター2階

教室名	対象	内容	会場
① もぐもぐごっくん教室(初期)	① 5～6か月児の親子	栄養士の離乳食についてのお話・離乳食の試食・身体計測・歯科衛生士による口腔機能と乳歯についてのお話	保健福祉センター2階
② かみかみごっくん教室(中、後期)	② 7～12か月児の親子		

■ 産後ケア事業 健康推進課 保健予防係 (TEL22-0179)

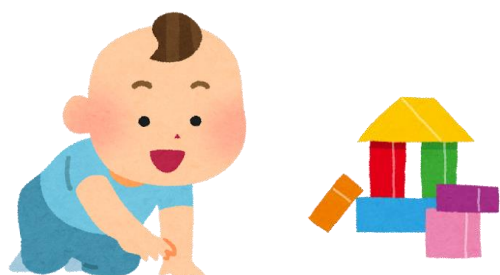
産後ケア事業では、助産師等の専門職が中心となって産後1年未満のママに対して母乳相談や育児相談、沐浴指導などを行うほか、ママが体を休めることもできます。

「まんまるぎゅっと」はサロン形式ですが個別相談も対応します。また、「県立釜石病院産後ケア」は1日1組限定で個別に対応します。

まんまるぎゅっと		
*会場	鵜住居地区医療センター（鵜住居町5-29-1）	HPはこちら↓ 
*予約受付	NPO法人 まんまるママいわて	
*電話番号	090-2981-1135	
*開催日時	毎月 第1水曜日 または 第2水曜日 10時～15時	
*利用料 (食事代)	500円	

県立釜石病院産後ケア	
*会場	岩手県立釜石病院（甲子町10-483-6）
*予約受付	岩手県立釜石病院 産婦人科外来
*電話番号	0193-25-2011
*開催日時	月曜日～金曜日 10時～16時
*利用料 (食事代)	640円

※食事代以外の利用料は、市が助成しています。



3. 子どもの健康

■ 各種健診

健康推進課 保健予防係 (TEL22-0179)

市では、以下のとおり健康診査を実施しています。

日程については市広報でもお知らせしています。

区 分	実施場所	通知の有無	持参するもの	備 考
1か月児健康診査	県内小児科 ※県外で受診希望の方はご連絡ください。	無	母子健康手帳 うんち色調カード 乳児一般健康診査受診票	うんち色調カード (胆道閉鎖症マス スクリーニング 用)
3~4か月児健康診査	県内小児科	無	母子健康手帳 乳児一般健康診査受診票	アンケートを記入の上、受診時にお持ち下さい。
6か月児健康診査・BCG 予防接種	保健福祉センター9階	有 (5~6か月)	母子健康手帳 BCG 予防接種予診票 6か月児健康診査受診票	
9~10か月児健康診査	県内小児科	無	母子健康手帳 乳児一般健康診査受診票	
1歳6か月児健康診査 (小児科・歯科)	市内小児科 市内歯科医院	有 (1歳7か月)	母子健康手帳・1歳6か月児健康診査受診票 (小児科・歯科)	受診票裏面のアンケートをご記入下さい。 フッ素塗布あり。
2歳児いい歯健康診査	保健福祉センター9階	有 (2歳7か月)	母子健康手帳・2歳児いい歯健診受診票 (アンケートは記入して持参ください)	歯科健診・栄養のお話・仕上げ磨き指導・フッ素塗布等
3歳児健康診査 (小児科・歯科)	市内小児科 市内歯科医院	有 (3歳7か月)	母子健康手帳・3歳児健康診査受診票 (小児科・歯科)	目・耳の自己検査を実施し、用紙を小児科健診受診時にお持ち下さい。 フッ素塗布あり。
4歳6か月児発達検査	保健福祉センター9階	有 (4歳7か月)	母子健康手帳・4歳6か月児発達検査受診票、歯科相談票	

■ 予防接種一覧

健康推進課 保健予防係 (TEL22-0179)

定期の予防接種には、法に基づき市が行う、接種を強く勧める「定期接種（無料）」と接種するかどうか接種を受ける側に任されている「任意接種（自己負担）」があります。

【定期接種（無料）】

- 接種費用 無料で受けることができます。ただし、定められた期間を過ぎてしまうと、自己負担による任意接種となりますので、ご注意ください。
- 内 容 定期予防接種の10種のワクチンを接種することで、13種類の病気を予防することができます。
- 対 象 定期予防接種の対象者には、郵送にて個別にご案内します。
四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎及びロタウイルスワクチンについては、出生届提出時や転入時にご案内します。

定期予防接種の種類	接種回数	接種が望ましい時期	対 象 者	方法
○四種混合 (百日せき・ジフテリア ・破傷風・ポリオ)	1期初回…3回 ※ 20日以上あけて接種	生後12か月まで	生後2か月以上 7歳6か月未満	個別
	1期追加…1回 ※ 3回目の接種終了後、6か月以上あけて接種	生後12か月から18 か月に達するまで		
○二種混合 (四種混合の1期追加)	1回	11歳 (小学6年生)	11歳以上13歳 未満	集団
◎BCG (結核)	1回	市が行う6か月児健診 にあわせて実施しま す	生後5か月以上 12か月未満	集団
◎麻しん風しん	第1期…1回	1歳時	1歳以上2歳未満	個別
	第2期…1回	6歳時 (年長クラス)	5歳以上7歳未満 ※小学校就学前1年間	
◎水痘	2回 ※ 3か月以上あけて接種(標 準的には6ヵ月~1年)	1歳児	1歳以上3歳未満	個別
○日本脳炎	第1期(初回)…2回 ※ 6~28日あけて接種	3歳時	3歳以上 7歳6か月未満	個別
	第1期(追加)…1回 ※ 初回終了後、6か月以上 (おおむね1年後に接種)	4歳時		
	第2期…1回	小学生4年生時	9歳以上 13歳未満	
○子宮頸がん	3回 ※ ワクチンにより接種の間 隔が違います	中学生1年生時	11歳以上16歳 未満の女子 ※小学6年生から 高校1年生に相当	個別

◎は生ワクチン、○は不活化ワクチンです。

定期予防接種の種類	接種回数	接種が望ましい時期	対象者	方法
○ヒブ	4回（2か月以降） ※初回免疫は27日以上の間隔をあけて3回。追加免疫は7か月以上の間隔をあけて1回。	生後2か月以上 7か月未満	生後2か月以上 5歳未満	個別
	3回（7か月以降） ※初回免疫は27日以上の間隔をあけて3回。追加免疫は1年後に追加。			
	1回（1歳以降）			
OB型肝炎	3回（2か月以降） ※ 27日以上の間隔をあけて2回。その後1回目から139日以上あけて1回	生後2か月以上 9か月未満	平成28（2016）年4月1日以降に生まれた、1歳に至るまでの間にある者	個別
○小児用肺炎球菌	4回（2か月以降） ※ 初回免疫は、27日以上あけて3回、追加免疫は、初回終了後60日以上の間隔をおいて1歳後に1回接種	生後2か月以上 7か月未満	生後2か月以上 5歳未満	個別
	3回（7か月以降） ※ 初回免疫は、27日以上あけて2回、追加免疫は、初回終了後60日以上の間隔をおいて1歳後に1回接種			
	2回（1歳以降） ※ 60日以上あけて接種			
	1回（2歳以降）			
◎ロタウイルス	ロタリックス 2回	1回目接種は出生後14週6日までに接種、4週間以上あけて2回目	生後6週から24週まで	個別
	ロタテック 3回	1回目接種は出生後14週6日までに接種、4週間以上あけて2回目、3回目	生後6週から32週まで	個別

◎は生ワクチン、○は不活化ワクチンです。

★予防接種の会場について（接種方法によって会場が異なります）

- 集団接種 市保健福祉センター9階
- 個別接種:0歳児・・・ 県立釜石病院で接種できます。
1歳児以上・・・ 釜石のぞみ病院、藤井クリニック、せいてつ記念病院及び釜石厚生病院を除く、市内の各医療機関で接種できます。
- ◇ 水痘 1～3歳児・・・ 県立釜石病院、国立病院機構釜石病院、釜石しょうけいクリニックで接種できます

★ 接種時期に関する注意点

対象月齢（年齢）に該当する期間は、定期予防接種として無料で受けられますが、期間を過ぎてしまうと任意接種となり接種費用がかかりますので、計画的に、予防接種を受けましょう。

【任意接種（自己負担）】

接種費用は原則として自己負担となります。医療機関によって接種費用が異なりますので、各医療機関にお問い合わせください。特定の任意予防接種を助成する場合には、市の広報誌やホームページなどでお知らせします。

予防接種名	症状	接種時期と回数
◎おたふくかぜワクチン	おたふくかぜは、感染すると耳下腺が腫れて痛み、合併症として高熱やけいれんを伴う無菌性髄膜炎を起こすことがあります。	1歳以降に1回 (2回接種推奨)
○インフルエンザワクチン	インフルエンザに感染すると、合併症として気管支炎、肺炎や急性脳症を発症することがあり、死に至ったり、重い障害が残ったりする場合があります。	生後6か月から接種可能、13歳未満は2～4週間の間隔で2回接種。 13歳以上は1回

◎は生ワクチン、○は不活化ワクチンです。

注) 任意接種のおたふくかぜ（1歳児）について、令和2年4月より接種費用の助成を行っております。詳細は健康推進課までお問い合わせください。

■ フッ化物塗布事業 健康推進課 保健予防係 (Tel.22-0179)

子供のむし歯を予防するために、歯科健診、歯科指導及び歯科衛生士によるフッ化物塗布を行います。

対象	費用	場所	備考
1歳から小学6年生	無料	市保健福祉センター9階	年3回・予約制

※日時については、市広報及びホームページにてお知らせします。



■ 小児科のある病院・医院

釜石医師会 (Tel.23-7875)

病院・医院名	所在地	電話番号
国立病院機構釜石病院	定内町4-7-1	23-7111
岩手県立釜石病院	甲子町10-483-6	25-2011
釜石しょうけいクリニック	甲子町10-268-1	27-8571

その他の診療科・医療機関は、市ホームページをご覧ください。→



■ こども救急相談電話

県医師会では、看護師による「こども救急電話相談」を受け付けています。

- * 相談時間 19:00～23:00（年中無休）
- * 電話番号 019-605-9000 又は #8000
（PHS・ダイヤル式回線電話・IP電話をご利用の方は
019-605-9000へおかけ下さい）
- * 県内の看護師が対応します。

■ こども夜間ケアダイヤル

令和5年2月1日（水）午後11時より開始しております。

- * 受付時間 23:00～翌8:00（年中無休）
- * 電話番号 019-605-9000 又は 局番なしの#8000
（PHS・ダイヤル式回線電話・IP電話をご利用の方は
019-605-9000へおかけ下さい）
- * 県外の看護師（コールセンター）が対応します。

※相談内容

小児科経験のあるベテラン看護師が、子どもの病気、事故への応急処置方法等に関し、助言を行います。

4.受けられる手当・助成

■ 児童手当

子ども課 (Tel.22-5121)

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されます。

出生や転入等、申請事由が発生した日から15日以内に申請手続きして下さい。

* 支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

* 手当額 児童を養育している方(保護者)の所得によって、手当額が決定します。

区 分		下表① 所得制限限度額未満の場合	下表①所得制限限度額以上②所得上限限度額未満の場合	下表② 所得上限限度額以上の場合
3歳未満		月額 15,000円	特例給付として 一律月額5,000円	支給対象外
3歳以上 小学校修了前	第1子・2子	月額 10,000円		
	第3子以降	月額 15,000円		
中学生		月額 10,000円		

※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

※支給対象外と判定されたあとに、所得額の修正申告等により②所得上限限度額を下回ることとなった場合には、改めて子ども課で申請手続きが必要です。

扶養親族の数	①所得制限限度額		③所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

- * 支給日 6月、10月、2月の10日頃
(それぞれ前月までの4か月分が支給されます。)
- * 必要書類 請求者名義の健康保険証(厚生年金加入者)、請求者名義の預金通帳等
口座番号が確認できるもの、世帯全員の個人番号(マイナンバー)が
確認できるもの等
※ 公務員の方は勤務先での手続きとなります。

■ 児童扶養手当 子ども課 (Tel.22-5121)

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭(ひとり親家庭)に対し、生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されます。

- * 対象 次の条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父または母等
 - ・父と母が離婚した児童
 - ・父または母が重度の障がいをもつ児童
 - ・父または母から1年以上遺棄されている児童
 - ・父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ・父または母が裁判所から配偶者等からの暴力(DV)による保護命令を受けた児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母の生死が明らかでない児童
 - ・婚姻によらないで生まれた児童
 - ・離婚によらないで生まれた児童
- ※ただし次のようなときは支給資格がありません。
 - ・児童が児童福祉施設に入所しているとき。
 - ・児童が里親に委託されているとき。

- * 手当額 月額 44,140円～10,410円(所得に応じて決定)
児童が2人の場合、上記の額に5,210円～10,420円加算
児童が3人の場合、上記の額に3,130円～6,250円加算
※ 所得制限があります。詳細は下記(参考)のとおりです。

- * 支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月
(それぞれ前月までの分が支給されます。)

- * 必要書類 戸籍謄本、預金通帳(請求者名義)等口座番号が確認できるもの、年金手帳、請求者及び児童のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード)その他

(参考) 所得制限限度額

扶養親族数	受給者本人		配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭に対する児童の生活や福祉の向上を図るものです。

- * 支給 次のような条件にあてはまる20歳未満の児童の父母または父母に代わって養育している方
 - 1級（重度）＝身体障害者手帳1～2級程度の重度の障がい児や、これと同程度の精神に障がいのある児童
 - 2級（中度）＝身体障害者手帳3～4級程度の中度の障がい児や、これと同程度の精神に障がいのある児童
 次のような場合は受けられません。
 - ・児童自身が障がいを事由とする公的年金を受けられることができるとき
 - ・児童が社会福祉施設に入所しているとき
- * 手当額 月額 1級 53,700円、2級 35,760円
 - ※ 所得制限があります。詳細は下記（参考）のとおりです。
- * 支給月 4月・8月・11月
 - ※ 4月、8月は前月までの4か月分が支給されます。
 - ※ 11月は当該月を含んで支給されます。
- * 必要書類 戸籍謄本、診断書、預金通帳（請求者名義）等口座番号が確認できるもの、振込先口座申出書(用紙は窓口にあります)、請求者、配偶者及び児童のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード）その他

（参考）所得制限限度額

扶養親族数	受給者本人	配偶者 扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	以下1人につき38万円加算	以下1人につき21万3千円加算



■ 障害児福祉手当

地域福祉課 障がい福祉係 (Tel.22-0177)

在宅の重度障がい児に対して、その障がいによる精神的、身体的な負担を軽減するため、手当を支給しています。

- * 支給対象 20歳未満で、日常生活において常時の介護を必要とする児童、生徒等
- * 手 当 額 月額 15,220円
- * 支 給 月 2月・5月・8月・11月
(それぞれ前月までの3か月分が支給されます。)
- * 必要書類等 認定請求書、診断書、所得状況届
《それぞれ所定の様式があります》

(参考) 所得制限限度額

扶養 親族数	受給者本人	配偶者 扶養義務者
0人	360万4千円	628万7千円
1人	398万4千円	653万6千円
2人	436万4千円	674万9千円
3人	474万4千円	696万2千円



■ 医療給付（子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親、身体障がい者3級）

市民課 医療給付係 (Tel27-8491 内線139・229・232・235)

経済的な負担を減らすことを目的として、医療費の一部を補助するものです。

- * 対象 次の条件にあてはまる方（給付の種類ごとに定められた所得制限を超えている場合は支給されません。令和4年8月以降は子どもと妊産婦は所得制限がありません。）

子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人（就学しているかどうかは問いません）
妊産婦	妊娠5か月に達する月の初日から、出産した月の翌月末日までの人
重度心身障がい者	身体障害者手帳1級又は2級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A、障害基礎年金1級（特別障害給付金受給者で、障害基礎年金1級と同程度の障がいをもつ者も含む）の人
ひとり親	配偶者のない女子(男子)で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子を扶養している人とその子及び父母のない子で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの人
身体障がい者（3級）	後期高齢者医療制度に加入していない身体障害者手帳3級の人

- * 給付額 受給者が医療機関等に支払った額から自己負担額を控除した額（給付の種類・課税状況によって自己負担額は異なります。自費分は給付の対象になりません。）（令和4年8月以降は子どもと妊産婦の自己負担額はありませぬ。）

- * 給付の方法 ○**県内の医療機関等で受診した場合**

《中学生以下及び妊産婦の方（現物給付）》

受給者証を窓口で提示することで自己負担額の支払いが不要となります。なお、令和5年8月診療分からは、高校生年齢帯（16・17・18歳）の方も現物給付の対象となります。

《上記以外の方（自動償還払い）》

受給者証を窓口で提示のうえ申請書を提出し、請求額を支払います。後日、給付額が算定され指定口座に振り込まれます。

○**県外の医療機関等で受診した場合、あるいは県内の医療機関等で受診した際に、受給者証の提示ができなかった場合（償還払い）**

支払った医療費等の領収書及び受給者証を持参し、市市民課又はお近くの生活応援センター窓口で、給付申請を行います。後日、給付額が算定され指定口座に振り込まれます。

■ 出産育児一時金

市民課 国保年金係 (Tel.27-8479)

国民健康保険（国保）被保険者が出産したとき、申請すると世帯主に出産育児一時金が支給されます。

- * 申請期間 出産日の翌日から2年以内
 - 妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。
 - 以前加入していた健康保険から支給される場合は国保からは支給されません。

- * 支給額 488,000円
下記の条件を満たす場合は、出産一時金に12,000円が加算されます。
 - 妊娠22週以降の出産
 - 産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産

- * 申請
 1. 直接支払制度
病院等から請求される出産費用について、出産一時金の範囲内で、国保から病院等に直接支払う制度です。
手続きについては、医療機関にご確認ください。
※直接支払制度を利用し、出産費用が出産育児一時金未満だった場合は、市役所の窓口で差額分の請求手続きを行ってください。

 2. 直接支払制度を利用しない場合
出産育児一時金の申請は、市役所の窓口で行ってください。

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">• 国保被保険者証• 母子手帳• 出産育児一時金の医療機関直接支払制度に関する合意文書• 領収書または請求書• 金融機関の通帳• 印鑑
申請の際に確認させていただくもの	<ul style="list-style-type: none">• 世帯主の個人番号（マイナンバーの番号）• 分娩した方の個人番号（マイナンバーの番号）• 窓口に来られた方の本人確認書類（免許証など）
申請場所	<ul style="list-style-type: none">• 市民課国保年金係• 各地区生活応援センター（※釜石地区は除く）

5. あそび場

釜石市内の公園・遊び場

子ども課 (TEL22-5121)

釜石市内には、約 90 箇所の公園・遊び場があります。
子どもたちの外遊びの場として、ぜひご利用ください。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。



* 公園・遊び場の一部を紹介します

鵜住居アスレチック公園

(鵜住居町四丁目 1601)

楽しく体を動かせる遊具が充実している公園です。駐車場が広いので、車でお越しの方も安心してご利用ください。



片岸公園

(片岸町第6地割地内)

水辺を囲って遊歩道が整備されており、水生生物や野鳥を観察できる自然いっぱいの公園です。家族で散策に訪れてみてはいかがでしょうか？



鈴子広場 (鈴子町 35-1)

地域の皆さんのアイデアを活かし整備した、明るく広々とした遊び場です。障がいの有無に関わらず幅広い年齢の子どもたちが楽しく遊ぶことができます。



たてやま公園 (平田町三丁目 600)

鉄棒やすべり台、ブランコなど、遊具が充実した公園です。大人用のフィットネス健康遊具もあるので、家族で体を動かすことができます。



6. 子育て支援サービス

■ 地域子育て支援（子育て支援センターほか）

子ども課（TEL22-5121）

子育て中の親子が気軽に自由に利用できる交流の場です。

- 遊具や絵本、季節の行事などを用意しています
- 子育てに不安や悩みなどを持っている親子に対する相談・援助を行います
- 子育て親子が必要とする地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供します
- 利用料は無料です
- 就学前の子どもとその保護者の方が利用できます
- 市ホームページで各センターのおたよりを掲載しています



施設名	所在地	電話番号	特色	開設日時	利用可能月齢
かっし 子育て支援 センター	釜石市甲子町 10-8-4 (釜石学園 認定こども園 正福寺幼稚園内)	27- 5066	毎月、各種体操や、手作り講座を通じて交流ができるママサークルのほか、市の保健師・歯科衛生士・管理栄養士の参加する「すこやか相談」も実施しています。自然いっばいに囲まれた環境の中で、季節に応じた園庭遊びも楽しめます。	月～金曜日 9:30～ 12:00 13:30～ 16:00	生後 1か月～
中妻子供の家 子育て支援 センター	釜石市中妻町 1-13-22 (中妻子供の家 保育園内)	23- 5552	年齢別（0～1歳児・1～2歳児）親子サークルのほか、ママのハンドメイド講座、親子で楽しめるリズム遊びやりんご狩りなど季節に応じたイベントが楽しめます。	月～金曜日 9:30 ～12:00 13:00 ～15:30	生後 1か月～
かまいし こども園 子育て支援 センター	釜石市天神町 5-13 (かまいし こども園内)	27- 8273	毎週水曜日の午後は0～2歳児の親子対象のBabyタイムを設定しています。“音符”“おはなし”などテーマに合せた様々な遊びが楽しめます。	月～土曜日 9:00～ 12:00 13:00 ～16:00	生後 1か月～
鵜住居保育園 子育て支援 センター	釜石市鵜住居町 3-10 (鵜住居保育園内)	28- 3361	年齢別（0歳児～・1歳児～）親子サークルのほか、保健師さんも参加する子育てひろば、ママの手作り講座など楽しいひろばも開催しています。畑では、ブルーベリーや野菜の収穫も楽しめます。	月～金曜日 9:30～ 12:00 13:00～ 15:30	生後 1か月～

施設名	所在地	電話番号	特色	開設日時	利用可能月齢
平田子育て支援センター	釜石市大字平田2-25-142 (ニュータウン改良住宅1階)	27-5223	釜石市の木材を使用した床や数多くの木のおもちゃ、たまごプールなどを設置し、木の温もりを感じながら遊べる空間を提供しています。 持参したお昼ご飯を食べられる和室も用意しています。	月～金曜日 10:00～15:00	生後1か月～

施設名	所在地	電話番号	特色	開設日時
上中島こども園 地域子育て支援事業「タンタンひろば」	上中島町3-5-17 (上中島こども園内)	23-7967	子育て相談や園児との交流・遊びの場の提供、子育てに関する情報提供等を行います	第1・第3火曜日 10:00～11:00

■ 児童館

子ども課 (TEL22-5121)

※お問い合わせや利用申込は、直接児童館へ

児童館は、児童に健全な遊びの場を与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置された施設です。だれでも自由に来館することができますが、3歳児～5歳児を対象とした幼児保育や小学生を対象とした学童育成クラブの利用には、事前に各児童館への登録申請が必要です。登録申請については、直接各児童館へお問い合わせください。

名称	住所	幼児保育	学童育成クラブ	電話番号
上中島児童館	上中島町3-5-19	—	○	23-6175
鶺住居児童館	鶺住居町13-20-3	—	○	28-2518
唐丹児童館	唐丹町字小白浜314	休止中	○	55-3022
栗林児童館	栗林町8-51	休止中	○	28-2849

※ 自由来館を利用する場合は、ご自宅にランドセル等を置いてから来館をお願いします。

※ 幼児保育の詳細はP42、学童育成クラブの詳細はP45に掲載しています。

仕事と子育ての両立支援や男女が共に働きやすい環境の整備など、仕事と生活の調和推進に関する取り組みを進める企業を「釜石市子育て応援企業」として認定し、子育てを地域全体で応援する基盤づくりを目指しています。市では子育て応援企業を随時募集しています。



種類	企業名	認定年月日	主な取組み内容
第1号	社会福祉法人 清風会	平成27年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学前の子の看護休暇の時間単位（法基準では半日単位）での取得が可能です。 ・特別休暇として、子の学校（園）行事を理由とする休暇（3日以内）を設けています。
第2号	社会福祉法人 楽水会	平成28年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業期間を子が1歳2か月（法基準では1歳）になるまでとしています。 ・介護休業期間を1年（法基準では93日）を限度としています。
第3号	日本製鉄株式会社 北日本製鉄所 釜石地区	平成30年 8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤を理由として退職した者に対し、再雇用の措置を講じています。 ・育児休業期間を子が1歳6か月（法基準では1歳）になるまでとしています。 ・育児のための短時間勤務の制度が小学校3年生修了まで（法基準では3歳以上児は努力義務）利用可能です。 ・テレワークや不妊治療休暇の制度があります。
第4号	釜石ヒカリ フーズ 株式会社	平成30年 8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・育児のための短時間勤務の制度が小学校就学の始期に達するまで（法基準では3歳以上児は努力義務）利用可能です。 ・妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者に対し、再雇用の措置を講じています。 ・育児休業又は介護休業期間中の者に対し、職場復帰支援等の措置を講じています。

種類	企業名	認定年月日	主な取組み内容
第5号	社会福祉法人 岩手徳栄会	令和2年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> • 子の看護休暇について始業時間と就業時間の間で（法基準では始業の時刻から連続、又は就業の時刻まで連続）取得可能です。 • 育児のための短時間勤務の制度を小学校就学の始期に達するまで（法基準では3歳以上児は努力義務）利用可能です。
第6号	株式会社 エヌエス オカムラ	令和4年 4月21日	<ul style="list-style-type: none"> • 介護休業期間を通算1年（法基準では93日）取得可能としています。 • 育児を行う労働者の所定外労働の制限について、小学校就学前の子を養育する従業員を対象（法基準では3歳未満の子）としています。 • 3か月以上の育児・介護休業をする従業員で、希望者に対し、復職準備プログラムを実施しています。 • 年次有給休暇のうち、新規付与のうちの3日分は1時間単位で取得可能としています。
第7号	岩館電気 株式会社 釜石営業所	令和5年 5月15日	<ul style="list-style-type: none"> • 子の看護休暇または介護休暇を取得した従業員に対し、通常の賃金の2分の1を支払います。（法基準では賃金支払いの義務なし） • 育児のための短時間勤務制度を小学校就学まで（法基準では3歳以上児は努力義務）利用可能としています。
第8号	株式会社 山元	令和5年 5月15日	<ul style="list-style-type: none"> • 育児のための短時間勤務制度を小学校就学まで（法基準では3歳以上児は努力義務）利用可能としています。 • 育児休業又は介護休業期間中の者に対し、職場復帰支援等の措置を講じています。 • 年次有給休暇の取得の促進及び所定外労働の削減に向けた措置を講じています。

更なる充実を目指し、認定企業を引き続き募集しています！

子育て応援企業に認定されると、認定マークを使用して、企業の取組をPRできます。

申請に関する手続きの詳細は市ホームページをご覧ください→



赤ちゃんの駅

子ども課 (TEL22-5121)

乳幼児を連れた方が、外出中に授乳やオムツ替え等のために立ち寄ることができる場所です。施設にはシンボルマークと提供するサービスが表示されています。



授乳できる
場所を提供
します



オムツ替えが
できる場所を
提供します



ミルク用の
お湯を提供
します


地区	施設名	住所	利用可能日時	授乳	オムツ 替え	ミルク 用お湯
釜石	ホテルfolkロ ー口三陸釜石	鈴子町 22-4	6時～24時 (授乳室)	○	○	○
	釜石物産センター シープラザ釜石	鈴子町 22-1	9時～19時 第1・3・5火曜日を除く	—	○	—
	ジョイフルジュー ゼン	大渡町 1-1-5	10時30分～18時 月曜日を除く	○	—	—
	保健福祉センター	大渡 3-15-26	9時～21時 土日、祝日、年末年始を除く 備付けのオムツ交換台は常時使用可	○	○	○
	イオンタウン釜石	港町 2-1-1	9時～21時	○	○	○
	釜石市民ホール TETTO	大町 1-1-9	9時～22時 (不定休)	○	○	○
	釜石情報交流セン ター	大町 1-1-10	9時～22時 第3木曜日、年末年始を除く	○	○	○
	レンズセンター コティ	大町 2-1-22	10時～18時 (不定休)	○	○	○
	釜石地区 生活応援センター	大町 3-8-3 (青葉ビル内)	8時30分～21時 年末年始を除く	○	○	○
	かまいしこども園 子育て支援センタ ー	天神町 5-13	9時～16時 日曜日・祝日、年末年始を除く	○	○	○
中妻	上中島こども園	上中島町 3-5- 17	8時30分～17時 日曜日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
	中妻地区 生活応援センター	上中島町 2-6- 36	8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始を除く	—	—	○
	中妻子供の家 子育て支援センタ ー	中妻町 1-13- 22	9時30分～16時 日曜日、祝日、年末年始を除く	○	○	○

地区	施設名	住所	利用可能日時	授乳	オムツ 替え	ミルク 用お湯
小佐野	市働く婦人の家	小川町 4-2-5	8時30分～17時15分 日・月曜日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
	釜石市立図書館	小佐野町 3-8-8	①9時～17時 (11月から4月までの平日・土日・祝日の開館日) ②9時～18時 (5月から10月の平日) 月曜日、年末年始、館内整理日、蔵書点検期間を除く	○	○	○
	きらきら保育園	定内町 2-11-15	8時30分～16時30分 日曜日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
	小佐野地区生活応援センター	小佐野町 3-4-25	8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
甲子	道の駅 仙人峠	甲子町 7-155-4	9時～18時 12月31日、1月1日を除く	—	○	○
	甲子地区生活応援センター	甲子町 10-255	8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始を除く	—	—	○
	中田薬局松倉店	甲子町 10-159-2	①8時30分～18時(平日) ②8時30分～12時30分(土曜日) 日曜日、祝日、年末年始を除く	—	○	○
	かっし子育て支援センター	甲子町 10-8-4	10時～16時 土日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
平田・唐丹	平田地区生活応援センター	平田町 3-1000	8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
	唐丹地区生活応援センター	唐丹町字小白浜 50	8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
栗橋	橋野鉄鉱山インフォメーションセンター	橋野町 2-6	9時30分～16時30分 12月9日～3月31日を除く	○	○	○
	栗橋地区生活応援センター	橋野町 34-16-2	8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始を除く	—	—	○
鵜住居	鵜住居保育園 子育て支援センター	鵜住居町 3-10	9時30分～16時 日曜日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
	鵜住居地区生活応援センター	鵜住居町 2-901	8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始を除く	○	○	○
	根浜海岸観光施設 (根浜レストハウス)	鵜住居町 21-14-2	9時～19時 (11月は17時まで、12～2月は事前予約のみ開館) 12月28日～1月5日は休館	○	○	○
	釜石市民体育館	鵜住居町 4-905-3	9時～21時 月曜日、年末年始を除く 月曜日が祝日の場合は翌日定休日	○	○	○

子どもに関わる活動を行っている団体

団体名	(一社)三陸駒舎 (代表理事 寄田 勝彦)	
所在地	釜石市橋野町 9-44-7 (市役所から車で約 30 分)	
連絡先	電話 090-7070-7378 (担当:きびはら) メール kama.koma55@gmail.com ※お問い合わせは、なるべくメールでいただけると助かります。	(随時更新中)
<p>～命に寄り添い、生きる力を養う～</p> <p>馬とのふれあい、乗馬などを通して、子どもの様々な発達や親のストレス緩和を促します。座位が取れるようになった小さい子から親まで、対象です。</p> <p>▼各種体験プログラム 引き馬乗馬 500 円～。要予約 ▼児童デイサービス 発達に心配のある子、療育を必要とする子が対象。その子に応じた個別プログラムを提供。 ▼団体向け、受け入れ&出張 体験学習、遠足など。保育園、学校、子ども会、小グループが対象。</p>		
 <p>http://kamakoma.org/ facebook.com/kamakoma55</p>		<p>←ホースセラピー の詳細はこちら</p> <p>三陸駒舎 LINE@→</p> 



団体名	(株)かまいしDMC (代表取締役 河東 英宜)	
所在地	釜石市魚河岸 3-3 魚河岸テラス 1F	
連絡先	電話 0193-27-5455 (根浜シーサイド 担当:佐藤) メール kanako@dmo-kamaishi.com	
<p>海と山の自然に囲まれた根浜海岸観光施設(根浜シーサイド)を主に活用し、親子の健全な交流と子どもの自主性や創造性などの成長を促すような遊び場作りを目指して活動しています。</p> <p>▼自然と音のあそび場 講師とともに、自然の楽器を奏でながら、自然や生物の観察等を通じ、子どもの創造性や感性、興味を育みます。未就学児とご家族、小中学生とご家族が主な対象です。</p> <p>▼海と森のあそび広場 自然を観察したり軽い運動を行いながら、心身の健康と豊かな想像力を育みます。未就学児とご家族、小中学生とご家族が主な対象です。</p>		
		 <p>根浜シーサイド HP</p>



←釜石市では、地域の自然環境を活用した遊びを提供する団体に対して、「自然遊び場事業補助金」を交付し、事業を実施しています。市のホームページにて、各団体の開催予定イベント等をお知らせしておりますので、ご興味がある方は、是非ご覧ください。

7. 一時的に子どもを預けたい

■ ホットカード

子ども課 (TEL22-5121)

幼稚園・保育所等に入所していない未就学児が一時預かりなどを利用する際に利用できる「ホットカード」を交付しています。

* 対象児童

釜石市内に住所を有し、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、保育型児童館に入所していない未就学児

* 利用できるサービス

- ① 産後ケア事業…P11 ② 保育所等で実施している一時保育…P32、33
- ③ ファミリー・サポート・センター…P34 ④ 病後児保育事業…P35

* カードの利用限度額

30,000円です。ただし、利用者の母が妊婦である場合、利用者に満1歳未満のきょうだいがいる場合等は50,000円になります。
詳しくはホームページをご覧ください→



* 利用期限

- ① 毎年度末 ② 利用限度額に達したとき ③ 幼稚園・保育所等に入所したとき

* 利用手順

① 申請書を提出します

ホットカードの交付を希望する方は、市子ども課または各地区生活応援センターへ申請書をご提出ください。

上限額変更該当する場合は、確認書類を添付してください。

提出は郵送（市子ども課あて）でもかまいません。

※ 申請書は、市子ども課、一時預かり保育実施施設、病後児保育室、各子育て支援センター、各地区生活応援センターに設置しています。

また、市HPからもダウンロードできます。

② カードを受領します

申請書の内容を市子ども課で確認し、カードを発行します。

交付の準備が整い次第、電話で連絡しますので、市子ども課でカードを受領してください。

③ サービスを利用し、利用料の減免を受けます

利用を希望する施設へ直接申し込みます。

利用の際はカードを提示し、利用料の全部または一部の免除を受けます。

限度額を迎えたカードは、施設で回収します。

■ 一時保育(一時預かり)

子ども課(Tel.22-5121)

家庭の事情や、仕事の都合、育児に疲れたとき等、家庭での保育が困難になり、一時的に保育が必要となった場合、お子さんをお預かりします。(ただし、体調不良や感染症の時はお預かりできません。)

※ 利用される方は園に直接お申込ください

施設名	所在地	電話番号	対象と料金	開設日	開設時間
甲東 こども園	野田町 4-6-8	23- 7290	① 3か月～1歳 1時間500円 1日3,000円(給食費含む) ② 1歳～2歳 1時間400円 1日2,200円(給食費含む) ※事前登録・面接あり	月曜日 ～ 金曜日	8:00～ 17:00 ※延長保育無
			③ 3歳児～就学前 1時間300円 1日1,500円(給食費含む) ④ 延長保育 100円 ⑤ 給食料金 300円 ※事前登録・面接あり	月曜日 ～ 土曜日	7:30～ 18:00 ※延長保育は 19時まで
ピッコロ 子ども 倶楽部 桜木園	桜木町 1-5-18	55- 5531	2か月～5歳 ・1時間 300円 ・1日 2,400円 ・給食 1回300円 ※一時利用申込書の記入、 初めて利用する方は面接あり	月曜日 ～ 土曜日	7:30～ 18:00
中妻 子供の家 保育園	中妻町 1-13-22	23- 5550	①0歳児(3か月～) 1時間500円 1日3,000円 (ミルク・離乳食持参) ②1歳児～2歳児 1時間400円 1日2,700円 (給食費別途200円) ③3歳児～就学前 1時間300円 1日1,400円 (給食費別途200円) ※兄弟利用の場合、2人目半額 ※初めて利用する方は面接あり	月曜日 ～ 金曜日	7:30～ 18:00

施設名	所在地	電話番号	対象と料金	開設日	開設時間
かまいし こども園	天神町 5-13	27- 8273	3か月～就学前 10分：50円（1時間300円） ・1日上限 2000円 別料金 ・おやつ 1回100円 ・給食 1回250円 ※初めて利用する方、前回利用から期間が開いている方は事前面接あり	月曜日 ～ 土曜日	7:00～ 19:00 ※土曜日は 18時まで
平田 こども園	大字平田 4-10-2	26- 5353	2か月～就学前 1時間300円 1日2,400円 別料金 給食 1回300円 ※一時利用申込書の記入、 初めて利用する方は面接あり	月曜日 ～ 土曜日	7:30～ 18:00
鵜住居 保育園	鵜住居町 3-10	28- 2510	①0歳児（3か月～） 1時間500円 1日3,000円 （ミルク・離乳食は持参） ②1歳児～2歳児 1時間400円 1日2,700円 ※給食費（主食、おかず、おやつ） は別途200円かかります。 ③3歳児～就学前 1時間300円 1日1,400円 ※給食費（おかず、おやつ）は別 途200円かかります。主食（ごはん） は、持って来てください。 ※兄弟利用の場合、下の子を半額 とする。 ※初めて利用する方は面接あり	月曜日 ～ 金曜日	7:30～ 18:00
きらきら 保育園	定内町 2-11-15	27 -5231	3か月～就学前 ①0歳児 1時間500円 1日2,500円 ②1歳～2歳児 1時間400円 1日2,000円 ③3歳～就学前 1時間300円 1日1,500円 給食あり。 給食とおやつ（2回）300円 おやつのみ 100円 ※3日前までに予約をお願い致しま す。（緊急の場合は要相談。） ※初めて利用する方は面接あり	月曜日 ～ 金曜日	8:30～ 16:30

■ ファミリー・サポート・センター 事務局 (Tel080-5870-4443)

ファミリー・サポート・センターは、支援したい会員（サポーター）と支援を受けたい会員（ユーザー）が、相互に子育ての支援を行う仕組みのサービスです。

保護者の通院や、兄弟の学校行事などの際の子どもの預かり、休日出勤時などにお子さんをお預かりします。

サービスを利用したい方は、事前に会員登録をお願いします。

- * 活動内容 子どものあずかり、保育園や学校と自宅間の送迎
 冠婚葬祭やイベントでの託児
 買い物や美容院などのリフレッシュのための託児
- * 対象児童 乳幼児（生後3か月）から小学6年生まで
- * 利用時間 午前7時から午後8時まで
- * 活動期間 年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた期間
- * 利用料金 1時間あたり500円
 ※ 別途交通費300円をいただく場合があります。
 ※ 料金はサービス終了時にサポーターにお支払ください。
 ※ ミルク、おむつ、おやつなどは利用者（ユーザー）が準備してください。
- * 申し込み 会員登録や利用申し込み ☎080-5870-4443
 ファミリー・サポート・センター事務局
 釜石市野田町2丁目15-30ドルチェ21 103号室
 （受付時間9時～17時 土曜、日曜、祝日、年末年始定休）
- * 設 置 釜石市

■ キッズライン（ベビーシッターサービス等）

キッズラインはご依頼者様とサポーター（ベビーシッター・家事代行）の出会いの場を提供するサービスです。キッズラインが一人ひとり面談・研修を行ったサポーターが登録しています。

- * 時間及び料金はシッターさんにより異なります。
- * 令和5年6月現在のサポーター登録者数（釜石市）1名



■ 病後児保育室 ほほえみ

子ども課 (Tel.22-5121)

家庭の事情や仕事の都合等で、病気の回復期にある子どもを自宅で保育できない場合、保育所に付設された専用スペースで一時的に保育し、看護師・保育士等の専門スタッフが対応します。

施設名	所在地	電話番号	対象者等	開設日	開設時間
病後児保育室 ほほえみ	桜木町 1-5-18 (ピッコロ子ども 倶楽部桜木園内)	55 -5531	○対象者 おおむね1歳～小学3年生 ○定員 1日3名 ※ ○利用料 1日当たり2,000円 (世帯状況により減免あり)	月曜日 ～ 金曜日	8:00 ～ 17:30

* 利用手順

① あらかじめ利用希望の事前登録をします。

「釜石市病後児保育利用登録申込書」を、子ども課、各地区生活応援センター、市内こども園、保育所、小規模保育事業所、幼稚園又は「病後児保育室ほほえみ」に提出してください。

② 実際に利用したいとき、「病後児保育室ほほえみ」に利用希望日を連絡します。

利用が可能かどうか必ず確認してください。

③ かかりつけ医師の診察を受けてください。

「病後児保育室ほほえみ」を利用できる状態かどうか、医師から「釜石市病後児保育医師連絡票」(有料・保険適用)を記入してもらいます。「釜石市病後児保育医師連絡票」の用紙はあらかじめ準備し、医療機関に持参してください。

④ 「病後児保育室ほほえみ」に利用を申し込みます。

利用日、時間を予約してください。利用当日、「釜石市病後児保育利用申込書」と③の医師連絡票、「病後児保育記録」を「病後児保育室ほほえみ」に提出します。



保護者の疾病その他の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育を行います。

(父子・母子家庭、養育家庭、生活保護世帯は、保護者の利用負担額の一部減免・減免あり。)

(利用期間)

- ① 短期入所生活援助(ショートステイ) 7日以内
- ② 夜間養護等(トワイライトステイ) 保護者が仕事その他の事由により不在となる期間
 ※やむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で期間延長することができます。

(実施施設)

名 称	所 在 地
大洋学園	大船渡市立根町字下欠 125 番地 15
善友乳児院	盛岡市北山一丁目 13 番 24 号

※感染症等の流行により利用を制限する場合があります

(利用料金)

区 分		保護者負担額 (1日当たり)		
		生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯	その他の世帯
短期入所生活援助 (ショートステイ)	2才未満児	0円	1,100円	5,350円
	2歳以上児	0円	1,000円	2,750円
夜間養護等 (トワイライトステイ)	基本分	0円	300円	750円
	宿泊分	0円	300円	750円
	休日預かり	0円	300円	1,350円

※市町村民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育家庭を含む。



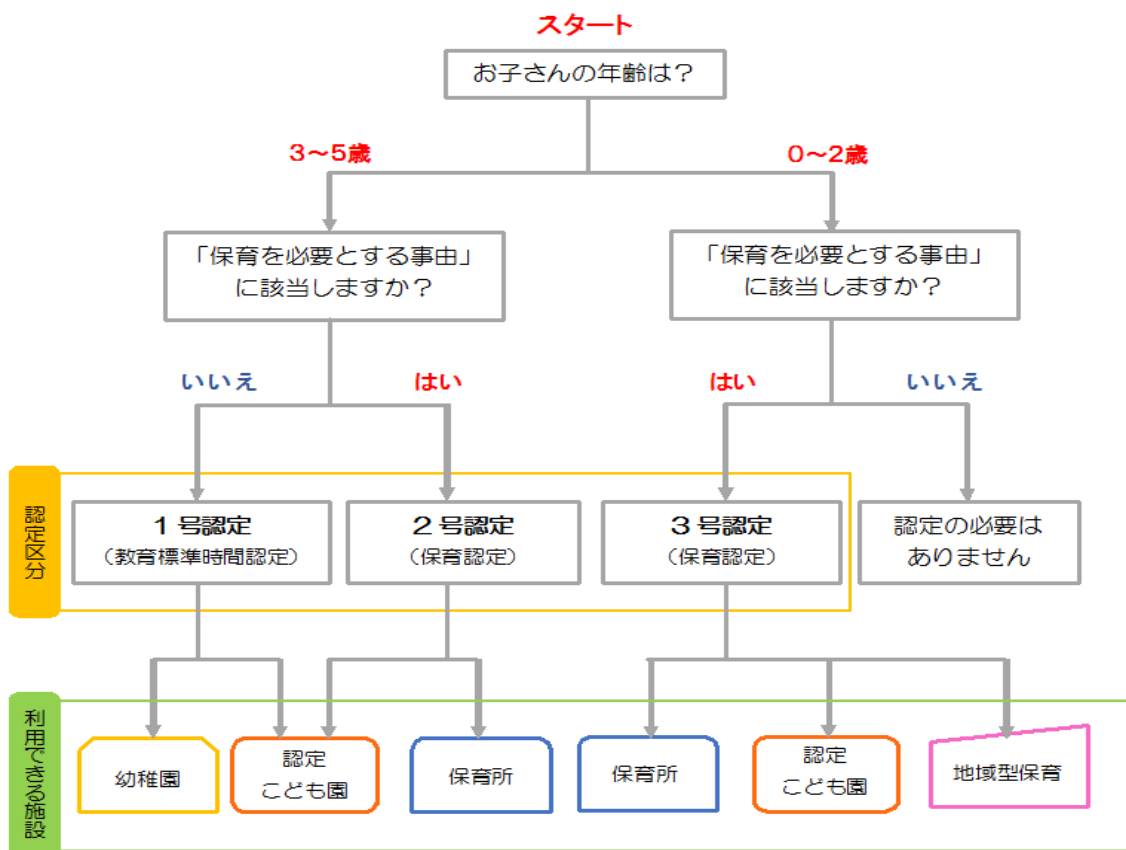
8. 教育・保育を受けさせたい

平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を進めることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

これに伴い、教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用申し込みの際に併せて、利用のための認定を受けていただきます。

3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まります。

あなたの認定区分は？利用できる施設は？



共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ➡ 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、**1号認定**を受けることになります。

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

保育を必要とする事由とは？

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- 1ヶ月あたり**64時間**以上の就労
(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産(産前8週の月初日から産後8週の月末日まで)
- 疾病、障がい
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む。入所後2ヶ月以内)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待や配偶者等からの暴力(DV)のおそれがあること
- 育児休業取得中で、休業前から既に保育施設を利用して
いる子どもの継続利用が必要であること(1年以内)
- その他、上記に類する状態と市長が認める場合

「かまいし教育・保育
施設ガイドブック」を
ご活用ください！

教育・保育施設への入所手
続きや市内施設の特徴や情
報を掲載しています。
入所をご検討の際などに、
ぜひご覧ください。

市ホームページ



保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

保育標準時間	最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)
保育短時間*	最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)

※ 保護者のいずれかが育児休業中、またはか月の就労時間が120時間未満の場合は「保育短時間」となります。

申込み方法

- ① 1号認定(幼稚園及びこども園の幼稚園部分)を希望する場合 ⇒ **直接園へ**
 - ② 2・3号認定(保育所・小規模保育事業所及びこども園の保育部分)を希望する場合 ⇒ **市子ども課へ**
- <②の必要書類> 教育・保育給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)、世帯全員分のマイナンバーカードまたは通知カード、提出に来る方の身分証明書

保育料(利用者負担額)

- 認定区分に応じて、保育料が異なります。
- 保育料は保護者の住民税所得課税額により決定します。
4~8月分までは前年度、9月分以降は当該年度の課税状況を基に算定します。
保育料表は、市ホームページに掲載しています。
- 令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。
対象は、3歳以上児及び非課税世帯の0~2歳児です。
(0~2歳児の課税世帯は従来通りの保育料がかかります。)
- 市の独自施策によって、年齢にかかわらず、世帯が監護している第2子以降の保育料を無償化しています。
- 在園児の中で2番目以降のお子さんの副食費を無償化しています。
※ 3号認定のお子さんは、保育料に副食費が含まれています。



■認定こども園・保育所・小規模保育事業所・幼稚園 子ども課(Tel22-5121)

○ 認定こども園とは？

教育・保育を一体的に行っており、幼稚園と保育所の両方の側面を併せ持っている施設です。

○ 認可保育所とは？

保育を必要とする事由に該当し、家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に代わって保育を行う施設です。

○ 小規模保育事業所とは？

保育を必要とする事由に該当する0歳から2歳児までの子どもを対象として、家庭環境に近い環境で保育を行う施設です。

○ 幼稚園とは？

満3歳から5歳児までの子どもを対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育を行う施設です。保育を必要とする事由に該当するかは問いません。

園名・住所・電話	利用定員	受入月齢	保育時間 (延長保育時間を含む)		一時預かり
認定こども園 (1・2・3号認定)					
かまいしこども園 天神町5-13 ☎27-8273	1号25人 2・3号80人	生後3ヶ月～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:00～19:00 7:00～19:00 7:00～18:00	○
甲東こども園 野田町4-6-8 ☎23-7290	1号45人 2・3号110人	生後3ヶ月～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:00～19:00 7:00～19:00 7:30～18:30	○
平田こども園 大字平田4-10-2 ☎26-5353	1号15人 2・3号78人	生後2ヶ月～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:00～18:00 6:00～19:00 7:00～18:00	○
正福寺幼稚園 甲子町10-8-4 ☎23-6885	1号30人 2号30人	満3歳児～ (1・2号認定)	1号平日 2号平日 2号土曜日	7:30～18:30 7:30～18:30 7:30～18:30	
市立上中島こども園 上中島町3-5-17 ☎23-7967	1号15人 2・3号85人	生後8週～	1号平日 2・3号平日 2・3号土曜日	7:30～18:00 7:30～19:00 7:30～18:00	



園名・住所・電話	利用定員	受入月齢	保育時間 (延長保育時間を含む)	一時 預かり
保育所（2・3号認定）				
中妻子供の家保育園 中妻町1-13-22 ☎23-5550	70人	生後2ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○
釜石神愛幼児学園(※) 上中島町4-2-20 ☎23-1553	50人	生後6ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	
小佐野保育園 小佐野町3-4-10 ☎23-5530	60人	生後2ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	
鵜住居保育園(※) 鵜住居町3-10 ☎28-2510	70人	生後2ヶ月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○
ピッコロ子ども倶楽部 桜木園 桜木町1-5-18 ☎55-5531	70人	生後2ヶ月～	平日 6:00～19:00 土曜日 6:00～19:00	○
小規模保育事業所（3号認定）				
ベビーホーム・虹 小佐野町3-2-244 ☎27-7115	12人	生後3ヶ月～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	
虹の家 中妻町1-16-10 高橋ビル1F ☎55-5257	12人	生後3ヶ月～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	
スクルドエンジェル 保育園かまいし園 甲子町9-12-1 ☎55-6217	19人	生後3ヶ月～	平日 7:15～19:15 土曜日 7:15～19:15	
きらきら保育園 定内町2-11-15 ☎27-5231	12人	生後3ヶ月～	平日 7:00～18:30 土曜日 7:00～18:00	○

※ 病児保育を行っています。(病児保育(体調不良児対応型)とは、お子さんが保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合、看護師などが保護者のお迎えまで看護を行うものです。)

園名・住所・電話	利用定員	受入月齢	保育時間 (延長保育時間を含む)	一時 預かり
幼稚園（1号認定）				
市立鵜住居幼稚園 鵜住居町13-103-1 ☎28-1733	85人	3歳児～	平日 7:30～18:00	

○ 各施設のホームページ

かまいしこども園	甲東こども園	平田こども園	正福寺幼稚園
			
中妻子供の家 保育園	釜石神愛幼児学園	小佐野保育園	鵜住居保育園
			
ピッコロ子ども 倶楽部桜木園	ベビーホーム・虹、 虹の家	スクルド エンジェル保育園 かまいし園	きらきら保育園
			

《事業所内保育所》

施設名・住所・電話	定員	保育年齢	保育時間
のぞみ保育園 定内町4-7-1 独立行政法人国立病院機構釜石病院内 ☎21-5211	15人	生後2ヶ月～	8:00～18:15

■ 子ども・子育て支援情報公表システム 子ども課(Tel22-5121)

「市内にある保育施設の情報をさらに知りたい」、「自宅近くの保育施設を調べたい」という場合には、子ども・子育て支援情報システム「ここdeサーチ」をご利用ください。近隣の教育・保育施設の検索のほか、どのようなサービスを行っているか、在園している児童の人数などの情報が掲載されています。

詳しくはこちら→



■ 保育型児童館

子ども課 (Tel.22-5121)

保育型児童館は、3・4・5歳児を対象とし、遊びを通して健康を増進し、児童の健全育成を推進しています。

施設名	所在地	利用料	電話番号
栗林児童館	栗林町8-51	市の独自事業によって月額保育料は無料です。延長保育料・特別保育利用料は、	28-2849
唐丹児童館	唐丹町字小白浜314	市に申請し、認定を受けた世帯に限り無料です。	55-3022

- 保育時間:月～金 8:30～15:00 ※延長保育あり
春・夏・冬休み期間中の特別保育（別途、児童館への利用申請が必要です）
月～金 8:30～15:00 ※延長保育あり
- 閉館日:土、日、祝日、お盆、年末年始

令和5年4月から休止中です。
(お問い合わせは、市子ども課まで)



9. 小学生になったら

■ 小学校（令和5年5月1日現在）

学校名	所在地	児童数	電話番号
釜石小学校	大渡町3-14-8	86人	22-3513
双葉小学校	新町1-58	130人	23-5119
白山小学校	嬉石町3-6-1	32人	22-3834
平田小学校	平田町2-102	160人	26-5230
小佐野小学校	小佐野町3-5-37	285人	23-5539
甲子小学校	甲子町9-87-3	249人	23-5525
鵜住居小学校	鵜住居町13-20-3	147人	28-3705
栗林小学校	栗林町16-46	31人	28-2517
唐丹小学校	唐丹町字小白浜314	53人	55-2105

■ 就学援助

教育委員会学校教育課（Tel22-8833）

経済的な理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学用品購入費や給食費、修学旅行費などを援助するものです。

- * 対象 釜石市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で経済的に困窮していると認められる方
- * 給付額 学用品購入費、給食費など費目により援助できる経費が異なり、上限があります。
- * 給付の方法 指定の金融機関口座へ三半期毎に振込します。
- * 申請のあて先 在籍する学校長へ申請してください。

■ 放課後子ども教室

まちづくり課 (Tel.27-8454)

放課後の子どもたちの安心安全な居場所や、勉強やスポーツ、体験活動等の学習機会を提供する場として「放課後子ども教室」を開設しています。子どもたちが心豊かに地域の中で学び育つ場として、ぜひご利用ください。

* 主な対象 小学生

* 参加費 無料

* 地域の方々等が協働活動支援員・協働活動サポーターとして、見守りや学習のサポートを行っています。

教室名（対象学区）	場所	曜日・時間
ばしょまえ交流館 （釜石小学校区）	釜石公民館 大町3-8-3	毎週月・木 15:00～17:00
ふたば放課後子ども教室 （双葉小学校区）	双葉小学校地域連携施設 新町1-58（双葉小学校内）	毎週木 15:00～16:30
小佐野放課後ひろば （小佐野小学校区）	小佐野公民館 小佐野町3-4-25	第1・3木 14:20～16:30
平田MOSICA（もしか） （平田小学校区）	平田復興住宅集会所 平田町3-1700	毎週木 15:00～17:00
かっしっこひろば （甲子小学校区）	甲子公民館 甲子町10-255	毎週木 14:30～16:45
鶺住居子どもひろば （鶺住居小・栗林小学校区）	①日向・新川原集会所 鶺住居町28-22-35 ②砂子畑集会所 栗林町21-13-3	毎週月・木・金 15:00～17:00 *曜日により実施場所が 異なります。

■ 学童育成クラブ

子ども課 (Tel22-5121)

※入所申込は、直接学童育成クラブへ

放課後や長期休暇中、就労等により保護者が家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び場や生活の場を提供し、育成指導を行っています。

- * 対象 小学生
- * 負担金 月額5,000円前後（学童育成クラブごとに異なります）

《市内の学童育成クラブ》

施設名	開館時間（平日）	開館時間 （土曜日・長期休暇）	電話番号
甲子学童育成クラブ 甲子第二学童育成クラブ (※子ども課でも申込受付を しています。)	放課後～19:00	7:30～19:00	27-2655
小佐野学童育成クラブ、 小佐野第二学童育成クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	23-4565
双葉学童育成クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	23-4566
上中島学童育成クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	23-6175
釜石学童育成クラブ	放課後～18:00	8:00～18:00	22-0701
白山学童育成クラブ	放課後～18:00	7:30～18:00	22-6224
平田学童育成クラブ	放課後～18:00	8:00～18:00 ※土曜日は原則閉所	26-6076
唐丹学童育成クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	55-3022
鵜住居学童育成クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	28-2518
栗林学童育成クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	28-2849



10. 子どもの発達支援

■ 発達支援

子ども課発達支援室 (Tel22-5121)

子育てをしている中で、子どもの様子に不安になったり、子育てが難しいと感じたりしたことはありませんか？

- ・ 首のすわりが遅い。
- ・ はいはいをしない。
- ・ おもちゃなどに手を出さない。
- ・ 呼んでも振り向かない。目が合わない。
- ・ ことばが遅い、うまく話せない。
- ・ 動きが激しく落ち着きがない。友達と遊べない。
- ・ 幼稚園、保育園の集団生活になじめない。
- ・ 保護者自身が子どもとの遊び方がわからない、育児に不安がある。など



大人から見た「気になる様子」の背景には子どもなりの“わけ”があります。子どもなりの“わけ”を探ると、子どもへの関わり方が分かってきます。

- ・ どうしてじっとしていないのかな → 様々なことに興味関心が行くのかな
- ・ どうしていつも同じ遊びをするのかな → 他のことに興味を持ちにくいのかな
- ・ どうして言っても聞かないのかな → 言葉だけではなく具体的にやってみせるといいのかな

「最近怒ってばかりだな」と思ったら、小さなことをほめてみましょう。ほめて育てると子どもの自信につながります。

ひとりで悩まないで、一緒に考えていきましょう。まずは気軽にお電話をください。公認心理師がお話を伺います。

必要に応じて適切な関係機関と連携し、お子さんにとってよりよい支援の方法を探します。

■ 巡回相談（宮古児童相談所）

子ども課 (Tel22-5121)

子育てに関すること、発達・行動上の問題、障がいなどについて医師、児童福祉司等が助言、指導を行い必要により医学的、心理的判定を実施しております。

相談は予約制となっておりますので、日程等子ども課にお問合せください。

■ 発達支援を受けられる施設

- * 申し込み 子ども課（電話22-5121）にご相談ください。
利用するために必要な、受給者証の手続きについてご案内します。
- * 利用料 原則としてかかった経費の一割負担。
※ ただし、課税状況等により利用上限月額がありますのでお問い合わせください。

《児童発達支援（未就学児）》

言葉が遅い、落ち着きがないなど、育ちに心配のあるお子さんに、年齢、発達に応じた保育・遊び等を提供し、成長を促します。

実施事業所	対象	電話番号	開所日	開所時間
釜石市 すくすく親子教室 (釜石市上中島町3-5-17)	市内及び大槌町に住所のある、発達支援が必要な乳幼児	25-0010	月～金曜日 (祝祭日及び年末年始を除く)	9:00～11:00 13:00～15:00
児童デイサービス さんこま (釜石市橋野町9-44-7)	市内及び大槌町に住所のある、発達支援が必要な乳幼児	090-7070-7378	月・火・金・土 (祝祭日及び年末年始を除く)	9:00～12:00
えがお (大槌町桜木町3-15)	市内及び大槌町に住所のある、発達支援が必要な乳幼児	55-5712	月～金曜日 (祝祭日、お盆及び年末年始を除く)	9:00～11:00

《保育所等訪問支援（未就学児・就学児）》

すくすく親子教室の職員が保育所等を訪問し、発達に遅れのあるお子さんや支援を必要とするお子さんが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

実施事業所	対象	電話番号	実施日	開所時間
釜石市 すくすく親子教室 (釜石市上中島町3-5-17)	市内及び大槌町に居住し保育施設、学校に在籍している乳幼児・児童	25-0010	月2回程度	随時

《放課後等デイサービス（就学児等）》

発達支援が必要なお子さんたちの放課後や長期休暇中における療育の場、放課後等の居場所となります。

実施事業所	対象	電話番号	開所日	開所時間
釜石市 すくすく親子教室 (釜石市上中島町3-5-17)	市内及び大槌町に住所のある小学生	25-0010	月～金曜日 (祝祭日及び年末年始を除く)	13:00～17:00
放課後等デイサービス 四季の郷 (大槌町小槌16-18-1)	市内及び大槌町に住所のある20歳までの児童	41-1521	月～土曜日 (年末年始を除く)	9:00～17:00

実施事業所	対象	電話番号	開所日	開所時間
児童デイサービス さんこま (釜石市橋野町9-44-7)	小学生から18歳まで	090-7070-7378	月・火・金・土 (祝祭日及び年末年始を除く)	放課後～ 17:30
放課後等デイサービス ライトハウス (釜石市定内町4-9-7)	小学生、中学生 高校生	55-6657	月～金曜日 (祝祭日、お盆及び 年末年始を除く)	14:00～ 18:00 9:00～ 18:00
えがお (大槌町桜木町3-15)	市内及び大槌町に住 所のある小学生、中学 生、高校生	55-5712	月～金曜日 (祝祭日、お盆及び 年末年始を除く)	11:00～ 17:00 (18:00まで延 長可)

■ 発達支援が必要な子どもの一時預かり

地域福祉課 障がい福祉係 (Tel.22-0177)

タイムケア (日中一時支援)

発達支援が必要なお子さんの保護者の就労等支援のため、放課後や長期休暇等の活動の場の提供を行います。

- * 対象 発達支援が必要な子ども、障害者手帳を持っているか、特別支援学級又は特別支援学校に通学している児童・生徒

実施事業所	対象	電話番号	開所日	開所時間
ふるはーと (釜石市野田町3-4-24)	就学児	25-0359	月～金曜日 (土・日曜日・祝祭日、 お盆、年末年始は休み)	8:30～ 17:30
まりん (釜石市甲子町10-599-1)	就学児	55-5400	月～金曜日 (土・日曜日・祝祭日、 お盆、年末年始は休み)	10:00～ 16:00
ライトハウス (釜石市定内町4-9-7)	未就学児 及び就学児	55-6657	月～金曜日 (土・日曜日・祝祭日、 お盆、年末年始は休み)	9:00～ 17:00
えがお (大槌町桜木町3-15)	未就学児 及び就学児	55-5712	月～金曜日 (祝祭日、お盆、年末年 始は休み)	8:00～ 17:00

- * 利用手続 地域福祉課での事前手続きと、施設管理者との契約
- * 利用料 1回当たり 400円
- ※ ただし、課税状況等により利用上限月額がありますのでお問い合わせください。

障がい者日中一時支援（日帰り短期入所）

障がい者のご家族の就労支援及び介護負担の軽減のため、一時的に障がいのある方をお預かりします。

実施事業所	場所	電話番号
大松	甲子町	59-2211
まりん	甲子町	55-5400
独立行政法人国立病院機構 釜石病院	定内町	23-7111
三陸駒舎	橋野町	090-7070-7378
わらび学園	大槌町	42-7741
四季の郷	大槌町	41-1521

- * 利用方法 地域福祉課での事前手続きと、施設管理者との契約
- * 利用料 原則としてかかった経費の1割負担
※ただし、課税状況等により利用上限月額がありますのでお問い合わせください。

■ 発達支援が必要な子どもの教育

《特別支援学校》

学校名	所在地	電話番号
岩手県立釜石祥雲支援学校	平田町3-1700	26-6024
小学部・中学部		
高等部		26-6065

※令和4年8月から小学部・中学部・高等部は釜石市平田（旧釜石商業高校跡地）新校舎に移転しました。

- 病弱・知的・肢体不自由などの障がいのある児童生徒のための特別支援学校です。
- 一人一人の障がいの特性や病気、ニーズ等に応じた複数の教育課程を編成し、個別の指導計画を基に指導しています。
- 教育相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

※ 特別支援教育センター

釜石祥雲支援学校は、地域における特別支援教育センターの指定を受け、特別な支援が必要な子どもに関する相談や支援を行っています。

- * 相談内容 家庭や学校で悩んでいること、心配していること。
発達相談、就学相談、進路相談、諸検査、専門機関の紹介など

《幼児ことばの教室》

幼児ことばの教室は、ことばが不明瞭、ことばが出にくい、きこえにくいなど、ことばやきこえに関する相談や指導をするところです。

主に、さる→たる つき→ちゅき などの置換音がある年長児が通っています。

- ことばの発達を図るために、口や舌の動かし方、音の聞き分け、発音の練習などそれぞれの課題に応じて個別の指導を行います。
- 指導時間は45分間、決められた曜日（週1回～月1回）の通級となります。
- 保護者による送迎をお願いします。

※ 教育相談は、年齢を問わず随時受付、面談、検査、指導を行っています。

所在地	電話番号
大渡町3-14-8（釜石市立釜石小学校内）	22-3717

■発達障がい沿岸センター

様々な機関と連携しながら、相談や支援を行います。

こんな支援をしています。ご相談ください

- * 発達障がいの見立て
- * 具体的な対応方法に関する助言
- * 個別の支援会議への参加、助言
- * 研修会への講師派遣
- * 研修会開催
- * 親の会の活動への協力

発達障がい沿岸センター	
*所在地	大渡町 2-6-23 TRYビル 2階
*電話番号	0193-55-5590
*FAX 番号	0193-55-5591



11. その他の相談窓口

■ 婦人相談

子ども課 (Tel22-5121)

女性が悩みごとと心配ごとをかかえ、どうしたらよいか迷っているとき、相談員と一緒に考えながら支援します。母子・父子・寡婦福祉資金の貸付申請の相談、受付も行っていきます。秘密を厳守し、相談者の立場になって一緒に問題解決にあたります。

- * 対象 生活に関すること、家庭の問題・配偶者等からの暴力（DV）に関する事。 (心理的、身体的)
- * 相談員 婦人相談に熟練した相談員1名
- * 相談日 月～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）
9:15～16:00 電話相談可

※岩手県内の配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力（DV）に関する専門的な相談をすることができ、また必要な支援や情報提供が受けられます。

指定施設	電話番号	所在地	開設日・時間
県福祉総合 相談センター	女性相談 019-629-9610	盛岡市本町通 3-19-1	電話・来所 月～金 9:00～16:00
	019-652-4152		電話のみ 夜間 17:45～21:40 土日祝日 9:00～21:40
沿岸広域振興局 保健福祉環境部	25-2713	釜石市新町6-50	月～金 8:30～17:00
県男女共同参画 センター	019-606-1762	盛岡市盛岡駅 西通1-7-1	火・金以外 9:00～16:00 火・金 13:00～20:00 毎週月曜日は休み
もりおか女性 センター	019-604-3304	盛岡市中ノ橋通 1-1-10 プラザおでって5F	月・火・金 10:00～17:00 毎月第2火曜日は休み 水・木 10:00～20:00

また、各警察署においても配偶者等からの暴力（DV）に関する相談を常時受け付けています。釜石警察署（0193-25-0110）

■ 民生委員・児童委員

地域福祉課 地域福祉係 (Tel22-0177)

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、児童及び妊産婦、心身障がい者（児）、高齢者、ひとり親世帯など、援護を必要とする方々の相談や福祉サービスについての情報提供などの援助を行っています。

当市の民生委員・児童委員の人数は121名（※令和5年5月現在）、その内児童福祉及び健全育成に関する事項を専門的に担当する主任児童委員の定数は16名です。

■ 家庭児童相談

子ども課 (Tel22-5121)

家庭における児童養育問題、児童の健全育成に関する相談及び指導を行っています。秘密を厳守し、相談者の立場になって一緒に問題解決にあたります。

- * 対 象 児童虐待相談・家族関係・養相談・学校生活（人間関係・不登校）
児童の性格行動・非行・心身の障がい・その他
- * 相 談 日 月～金曜日（土日、祝祭日及び年末年始を除く）
8:30～17:15 ※電話相談可

《子育てや非行、不登校、いじめ等の県内の相談機関》

相談機関・団体(名称)	電話番号	開設日・時間
児童相談所	いちはやくいちはやくいちはやく 189189189	24時間受付(全国共通ダイヤル)
宮古児童相談所	0193-62-4059	月～金 8:30～17:15 (土日・祝祭日・年末年始除く)
県福祉総合相談センター (子ども家庭支援)	019-652-4152	9:00～16:30 (年末年始を除く)
青少年活動交流センター (青少年なやみ相談室)	019-606-1722 ※メール nayami@aiina.jp	月・木 9:00～20:00 火・水・金・土・日 9:00～16:00 (祝祭日・年末年始除く) メール:24時間
盛岡地方法務局 (子どもの人権110番)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (土日・祝祭日・年末年始除く)
岩手県警察本部 (ヤク・テレフォン・コーナー)	019-651-7867	月～金 9:00～17:45 (土日・祝祭日・年末年始・受付時間外は留守番電話)
沿岸広域振興局 保健福祉環境部	0193-25-2713	月～金 8:30～17:15 (土日・祝祭日・年末年始除く)
盛岡いのちの電話	019-654-7575	月～土 12:00～21:00 日 12:00～18:00
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間受け付け

■ 教育相談

教育委員会学校教育課 (Tel22-8833)

教育上の悩み事についての相談（電話での相談にも応じます）を受け付けます。

- * 場 所 釜石市役所第5庁舎2階 教育相談室（天神町4-9）
- * 相 談 日 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）
午前9時から午後3時30分まで
- * 申 込 先 教育相談室 22-8834

■ 少年センター 釜石市少年センター（TEL22-0190保健福祉センター内）

地域における青少年の非行防止について関係のある機関、団体、民間有志等が参加し、青少年の健全育成に関する諸活動を行っています。街頭補導活動・見守り活動・少年相談活動・青少年を取りまく有害環境浄化活動・地域に対する広報・啓発活動などがあります。

- * 対 象 満20歳未満の少年
- * 備 考 少年センター少年委員は市内で90名委嘱されています。
(令和4年度)

■ 生活応援センター まちづくり課（TEL27-8454）

生活応援センターには、所長（公民館長）、保健師などの職員が常駐し、地域の健康、安心づくりに取り組んでいます。

各出張所が行ってきた窓口業務、各公民館が行ってきた生涯学習の事業を行うほか、保健、福祉、日常生活等に関する相談窓口にもなっていますのでご利用ください。

名 称	住 所	電話番号
釜石地区生活応援センター ※公金の収納、申請の受付等の業務 は行っていません	大町3-8-3 青葉ビル内	22-0180、22-6002
平田地区生活応援センター	平田町3-1000	26-7655、26-7665
中妻地区生活応援センター	上中島町2-6-36	23-5541、23-5543
甲子地区生活応援センター	甲子町10-255	23-5524、21-3151
小佐野地区生活応援センター	小佐野町3-4-25	23-5037、23-5544
鵜住居地区生活応援センター	鵜住居町2-901	28-2470、28-3001
栗橋地区生活応援センター	橋野町34-16-2	57-2111、54-5004
唐丹地区生活応援センター	唐丹町字小白浜50	55-2111、55-2119

12. ひとり親家庭への支援

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

子ども課 (Tel22-5121)

ひとり親家庭等の生活の安定、子どもの福祉、経済的自立を図るため、無利子または低利の貸付制度があります。

- * 対象 母子・父子家庭、父母のいない児童、寡婦世帯
(ただし、収入が多い場合は利用できないことがあります。)
- * 種類 事業開始(継続)資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金
- * 必要書類 戸籍謄本、住民票、申請者のマイナンバーカードまたは通知カード、保証書、入金口座の通帳など、その他資金の種類ごとに必要となる書類があります。
- * 保証人 原則として親族の保証人が必要です。
※ 審査の結果ご希望に添えない場合があります。

修学資金とは:高校、高専、専修学校、(短期)大学、大学院に修学させるための授業料、書籍代、交通費、寮費、アパート代等に充てる資金のことです

《修学資金貸付金の限度額(月額)》

令和5年4月1日現在 単位:円

学校種別		自宅通学 ・ 自宅外通学	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自	27,000	27,000	27,000		
		外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自	45,000	45,000	45,000		
		外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自	67,500	67,500			
		外	78,000	78,000			
	私立	自	89,000	89,000			
		外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自	67,500	67,500			
		外	96,500	96,500			
	私立	自	93,500	93,500			
		外	131,000	131,000			
大学	国公立	宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自	108,500	108,500	108,500	108,500	
		外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			52,500	52,500			

■ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

子ども課 (Tel.22-5121)

母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、就職に活かせる資格取得のための講座受講費や修学中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を交付し、就業を支援することにより経済的自立を促進します。

[自立支援教育訓練給付金事業]

- * 対象者 市内に住む母子家庭の母及び父子家庭の父で、次の条件をすべて満たす方
 - ・児童扶養手当を受けているか又は同様の所得水準にある。
 - ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない。
 - ・その教育訓練が適職に就くために必要であると認められる。
- * 内 容 雇用保険法に規定する教育訓練給付の指定講座を受講し、修了した場合、経費の60%（1万2千円を超え20万円を上限）が支給されます。
例:ホームヘルパー2級資格
- ※ 給付金を受けたい方は、受講開始前にご相談ください。

[高等職業訓練促進給付金等事業]

- * 対象者 市内に住む母子家庭の母及び父子家庭の父で、次の条件をすべて満たす方
 - ・児童扶養手当を受けているか又は同様の所得水準にある。
 - ・2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。
 - ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる。
 - ・過去に当該促進費の支給を受けたことがない。
- * 内 容 就業に結びつきやすい資格として
①看護師②介護福祉士③保育士④理学療法士⑤作業療法士 等の取得を促進するため、修業期間の全期間（上限3年）を対象に、月額100,000円（課税世帯は70,500円）を支給する。
- ※ 原則として申請のあった月以降の各月において支給となります。

■ ひとり親家庭の日常生活支援

子ども課 (Tel.22-5121)

一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張などにより、日常生活を営むのに支障が生じている家庭へ家庭生活支援員を派遣します。

- * 対 象 母子家庭、寡婦及び父子家庭
- * 種 類 生活援助 例:家事、介護など
子育て支援 例:保育サービスなど
- * 備 考 派遣を希望する方はあらかじめ登録が必要です。
収入により利用者負担額が異なります。



13. 子育て世代の防災

災害に備えて日頃から準備しておきましょう。☑しながら準備してみてください。

出典

さいたま版 子育て中のママのための防災バッグ～あるといいもの～

発行 特定非営利活動法人 子ども文化ステーション

(Tel.048-653-0407) (2020年1月発行)

防災グッズチェックリスト

①母子手帳など

♥まとめてフリーザーバックに入れておくと防水にもなる。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母子手帳 | <input type="checkbox"/> ペン |
| <input type="checkbox"/> おくすり手帳 | <input type="checkbox"/> メモ用紙 |
| <input type="checkbox"/> 家族の連絡先 | <input type="checkbox"/> 常備薬（3日分くらい） |



②洋服（着替え）バスタオル

♥防水を兼ねて圧縮袋に入れるとよい。

- 洋服
- 肌着（洋服は、月齢や季節によって違うので、季節ごとに入れ替えるとよい。）
- バスタオル タオル（着替えやおむつ交換、防寒など用途がいろいろある。）



③紙おむつ、お母さんの生理用品

- 紙おむつ
（月齢、発達段階にあった紙おむつを、防水のためフリーザーバックに入れておく。）
- ナプキン（お母さん用の生理用品も忘れずに。止血にも使用できる。）
- 母乳パット



④ミニタオル・ハンカチ、清浄綿・ビニール袋

- ♥エプロンがなくても、ミニタオルとタオルフックや大きめのハンカチで代用できる。
- ミニタオル（+タオルフック）・ハンカチ・バンダナ
- 洗浄綿（洗浄綿は個包装になっていて歯ブラシの代用等、多様に使える。）
- ビニール袋（スーパーの袋や45L程度の大きいごみ袋を用意するとよい。透明ではない白や黒の袋の方がなにかと便利に使える。）

⑤子どもの食料

- スプーンがついているもの、ジュレ状のものなども便利に使える。
- アレルギーの症状がある方など、対応できる支援物資がなかなか手に入らないこともあるので、3日分くらい備えておくと安心できる。
- ママ用にビタミンや鉄分のサプリもあるとよい。

子ども用食べ物（離乳食・幼児食）

（月齢や発達、子どもの好みに合わせて入れておく。）

お菓子（すぐ食べられるのでとよい。）

あめ（なめただけで落ち着くのでとよい。おとな用も入れておくとよい）

ミネラルウォーター

ミルク（粉・液体）（液体ミルクや使い捨て哺乳瓶を入れておくと便利に使える）

哺乳瓶（マグ・コップ）

ストロー

飲み物（ジュースなど）

子どもの好みに合わせて入れておく。

消費期限をみて、切れる前に食べて新しい物を入れ替えておくとよい。



⑥大きめの布（ひざかけ・ストール）

ひざかけ

- 大判型のひざかけは、授乳中の目隠しにもなる。
- ダウンが入ったひざかけは防寒になる上に、軽量でコンパクトにたためる。

使い捨てカイロ（コンパクトで防寒になってよい。）



⑦防災バッグ

防災バッグ ♥ バッグは、いろいろなタイプがある。

- (1) なるべく軽量タイプ
- (2) 防水ビニールタイプ
- (3) 双子ママ用バッグ（なんでも2人分）



- 全体で3kg弱にすると持ちやすい。荷物が多い場合は2つに分けてもよい。
- 保冷エコバッグでも代用できる。
- 日常的に使うものや入れ替えのあるものと、日常的に使わないものを分けておくとよい。

⑧あると便利グッズ

♥ その他あるといい便利グッズは、「我が家の防災会」でいろいろケースを想定して話し合い、必要なものの優先順位を決めて準備するとよい。

《例えば…》

- | | |
|---|--|
| ヘルメット・防災頭巾 | <input type="checkbox"/> トイレットペーパー |
| <input type="checkbox"/> ホイッスル | <input type="checkbox"/> ティッシュ |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯・ヘッドライト
(太陽電池や手回し充電ライト) | <input type="checkbox"/> 新聞紙 |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> レジャーシート |
| <input type="checkbox"/> ハサミ・カッター | <input type="checkbox"/> 簡易トイレ |
| <input type="checkbox"/> 油性ペン | <input type="checkbox"/> 圧縮タオル |
| <input type="checkbox"/> ガムテープ | <input type="checkbox"/> レインコート |
| <input type="checkbox"/> 軍手 | <input type="checkbox"/> マスク |
| <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 靴 (スニーカータイプ) |
| <input type="checkbox"/> 非常食 (おとな用) | <input type="checkbox"/> スリッパ |
| <input type="checkbox"/> 現金 (小銭100円玉) | <input type="checkbox"/> おんぶ、抱っこ用ベルト |
| | <input type="checkbox"/> 子どものおもちゃ
(トランプ、絵本など) |

■防災・災害情報

釜石市ホームページ→




釜石市公式LINEで 子育て情報をお届けします！

釜石市公式LINEアカウントでは、受信設定をしていただいた方に毎月子育て情報を配信しているほか、子育てについて知りたいことをチャット形式でお答えするサービスを実施しています。

まだ友だち登録をしていない方もこの機会にぜひ友だち登録の上ご利用ください。

✿友だち追加方法✿

右の二次元QRコードを、「QRコードを読み取ることができるアプリ」もしくは、LINEアプリの「友だち追加」から読み取ってください。



✿子育て情報を受け取る方法✿

トーク画面内のメニュー下部「受信設定」を開き、「子育て情報」を受け取れるよう登録してください。

(※受信設定を行っていただかないと子育て情報を受け取ることができません。)

✉メッセージ機能で配信している子育て情報の例

- ・一時預かり保育の受け入れ状況、各保育施設の空き状況（毎月配信）
- ・公園、遊び場の紹介
- ・給付金についてのお知らせ 等

🍎メニューから検索できる子育て情報の例

子育て支援を選択すると…

- ・子育て支援センター（利用条件・予約）について
- ・赤ちゃんの駅について
- ・ホットカードについて

保育園・こども園・幼稚園を選択すると…

- ・保育所等の申込み、見学について
- ・病後児保育について

手当・助成を選択すると…

- ・児童手当、児童扶養手当、
特別児童扶養手当の申請・変更・振込時期・金額等について





釜石子育て応援ガイドブック
改訂版発行 令和5年7月

発 行

岩手県 釜石市 子ども課
〒026-0025 釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号
TEL 0193-22-5121 FAX 0193-22-6375

↓市ホームページ版では最新情報に随時更新しています



市ホームページ

<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/>